

第 13 屋外貯蔵所

1 保安距離

危政令第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「保安距離」の起算点は、屋外貯蔵所の周囲に設けるさく等からとするほか、製造所の例によること。

2 設置場所

- (1) 危政令第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。
- (2) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあつては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設けるようにすること。

3 さく等

危政令第 16 条第 1 項第 3 号に規定する「さく等」の高さは、1 メートル程度とすること。なお、危政令第 16 条第 1 項第 6 号に規定する架台を設けた場合には、当該架台をさく等に代えることができるものであること。また、さく等（前述架台は除く）は、不燃材が望ましいこと。

4 保有空地

危政令第 16 条第 1 項第 4 号に規定する「保有空地」は、製造所の例によるほか、次によること。

- (1) 保有空地の起算点は、屋外貯蔵所の周囲に設けるさく等からとすること。
- (2) ニ以上の屋外貯蔵所を隣接して設置する場合の保有空地については、大なる方を確保することで足りるものであること。

5 標識及び揭示板

危政令第 16 条第 1 項第 5 号に規定する「標識及び揭示板」は、製造所の例によること。

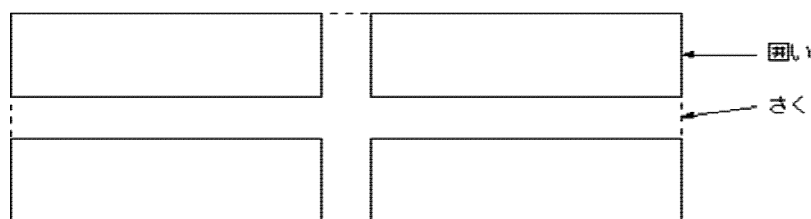
6 架台

危規則第 24 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する「架台の高さ」とは、地盤面から架台の最上段までの高さとする。なお、消火活動の観点から容器の頂部が 6 メートル以下となるようにすること。

7 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所（昭和 54 年 7 月 30 日消防危第 80 号通知）

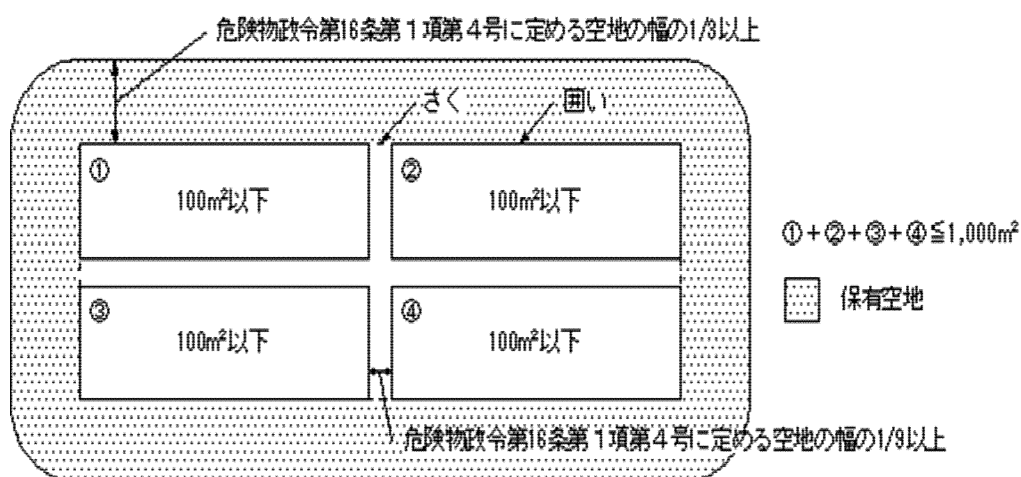
危政令第 16 条第 2 項は、危政令第 26 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の規定により、塊状の硫黄を容器に収納せず「バラ積み」の形態で貯蔵する場合の基準を規定したものであり、危政令第 16 条第 1 項の規定も適用されるものであること。

- (1) 危政令第 16 条第 2 項に規定する「囲い」は、同条第 1 項第 3 号に規定する「さく等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（第 12-1 図参照）



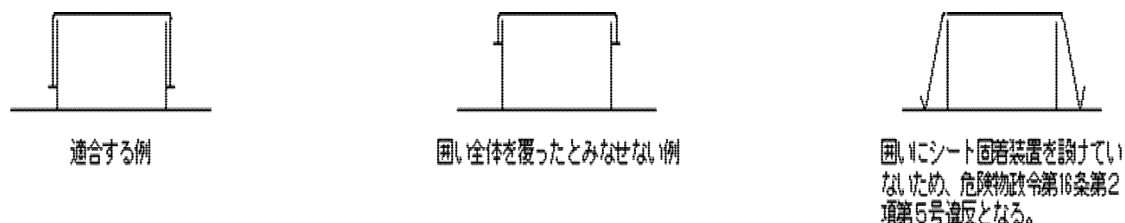
第12-1図 さく等の例

- (2) 危政令第16条第2項第2号に規定する隣接する囲いと囲いの間隔は、危政令第16条第1項第4号の表に掲げる空地の幅の9分の1で足りること。(第12-2図参照)



第12-2図 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所の例

- (3) 危政令第16条第2項第5号により設ける「シートを固着する装置」は、危政令第26条第1項第12号に規定する貯蔵の基準により「囲い全体を覆う」とされていることから、できるだけ地盤面に近い位置に設置することが必要である。なお、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛ることは、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされないものであること。(第12-3図参照)



第12-3図 シート固着方法

8 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、危規則第 24 条の 12 の基準又は危政令第 16 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号）

9 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準（平成 10 年 3 月 27 日消防危第 36 号通知）

- (1) 危政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク並びに「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱に関する指針について」（平成 13 年 4 月 9 日消防危第 50 号通知）に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナに限り、屋外貯蔵所に貯蔵しても差し支えないこと。
- (2) 保有空地については、危政令第 23 条の規定を適用し次によることができること。

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を確保すること。

〔第 12-1 表〕

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3 メートル以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5 メートル以上

ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を確保すること。

〔第 12-2 表〕

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 メートル以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 メートル以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10 メートル以上

イ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ、ア若しくはイの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ、危政

令第 16 条第 1 項第 4 号若しくは危規則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

10 ドライコンテナによる危険物の貯蔵に係る運用（令和 4 年 12 月 13 日消防危第 283 号通知）（は）

（１）ドライコンテナによる危険物を貯蔵する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

ア ドライコンテナは、輸送するために危険物を収納したもので、輸送途上（貯蔵及び運搬の間）であって、かつ、常時施錠されており、容易に開錠して危険物を出し入れすることができないものであること。

イ ドライコンテナ内に収納している危険物について、危規則第 44 条第 1 項各号に定める表示を当該ドライコンテナの外側の見やすい箇所に行ったものであること。

（２）貯蔵に係る留意事項

ア ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からドライコンテナの頂部までの高さが 6 メートルを超えないこと。

イ ドライコンテナの外側に行う表示は、収納する危険物が同一のものについては重複した表示とすることを要せず、その数量については当該ドライコンテナ内の数量の内訳を記載したうえで合算した表示とすることで支障ないこと。